

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 農用地区域からの除外要件の緩和											
05101	岡山市 瀬戸内市	戦略的な産業振興に資する土地利用のあり方について	地域の農業の振興に資する施設又は特別の立地条件を必要とする事業のうち、高速道路ICに隣接するなど産業利用に特に適しているものについては、「公益性が特に高いと認められるもの」として、その用に供される土地が農用地等に含まれないよう農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則を見直し、農振法第10条第4項の農用地等に含まれない土地の適用範囲の拡大を求める。	・土地改良事業の受益地の場合、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していなければ、農振除外ができない。 ・現行の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」の規定に、今回提案する企業用地に適用できる規定がないため。	農振法第13条第2項第5号 農振法施行令第9条 農振法第10条第4項 農振法施行令第8条第4号 農振法施行規則第4条の4第1号～第28号	以下の①から③のいずれかに該当する場合は、農振法第10条第4項の農用地等に含まれない土地として取り扱うこと。 ①流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの イ 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 ロ 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね二百メートル以内の区域 ②既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。） ③農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設	農林水産省	御提案の①から③については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあることから、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入、地区計画の活用や土地改良事業の計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。	国のかんがい排水事業等の土地改良事業は、長期又は複数回に及ぶことで、長期間にわたり農振除外要件を充たさない状況にあるが、その間に社会情勢や地域事情に変化が生じてきている。また市街化区域編入の手法では、大規模な土地や地権者合意形成等に多大な時間を要するため、企業ニーズに応える迅速な対応が困難である。本提案は、こうした土地改良事業開始後であっても、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないことや、地区計画の策定によって必要最小限の範囲とすること等一定の要件を満たした場合に限定して、社会情勢や地域事情の変化並びに企業ニーズに応える柔軟な土地利用が可能となるよう規制緩和を求めるものである。	農林水産省	御提案については、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）を活用することにより、農用地区域からの除外が可能である。 また、瀬戸内市においては、地域未来投資促進法に加え、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）を活用することにより、農用地区域からの除外が可能である。 いずれにしても、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。
05801	兵庫県	工場拡張に係る農振除外要件の緩和	企業が、既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大する。	既存の工場を拡張するため、拡張用地が農用地の場合、農用地区域から除外するためには、当該農地のほ場整備事業に加え、当該農地が受益地である用排水路整備事業についても、事業完了後8年を経過していることが必要。	農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	「土地改良事業完了後8年を経過していること」とされている農用地区域からの除外要件については、工場の拡張にあたり、ほ場整備事業が事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が完了後8年を経過していなくても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるよう、規制緩和を求める。	農林水産省	御提案については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入、地区計画の活用や農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の活用、土地改良事業の計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市・町の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。	国・地方が一体となって、地方創生を進める中、当該規制のために、地域活性化や雇用創出の機会を失うことは地方創生の流れに沿わない。 については、工場の拡張用地として隣接する農地を活用できるよう、ほ場整備事業が事業完了後8年を経過し、当該ほ場が受益地である用排水路のみが事業完了後8年を経過の場合に限って農用地区域から除外できるよう、規制緩和を求めたものであり、要件を緩和された。	農林水産省	御提案については、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）又は地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）を活用することにより、農用地区域からの除外が可能である。 いずれにしても、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。